

新型コロナウイルス感染症下における医療的ケア児支援事業について

令和3年3月17日（水）
保健福祉部障がい保健福祉課

1 現状と課題

- (1) 医療的ケア児・者又は重症心身障がい児・者が感染した場合や、その保護者が感染し、代わって本人の介護ができる親類や利用可能な訪問サービス事業所が身近にない場合などにおいては、それぞれの状況等を考慮しながら、**短期入所事業所の利用**などにより、医療的ケア児等の**安全・安心な療養環境を確保**する必要があること。
- (2) こうした状況に備えて、あらかじめ、感染防止対策を講じた上で、**短期入所事業所の受入体制の整備**を図る必要があることから、資料 2-1 による新型コロナウイルス感染症対策に係る医療的ケア児・者及び重症心身障がい児・者のアンケートの実施結果を踏まえ、関連事業に対する予算を措置したもの。

2 県保健福祉部の実施状況

県保健福祉部では、新型コロナウイルス感染症により、医療的ケア児等の保護者が感染者または濃厚接触者となった場合において、**医療的ケア児等本人が継続して支援を受けられるよう**、支援事業に係る予算を措置した。

(1) 令和2年度における予算事業

1 医療的ケア児等短期入所事業所受入体制整備事業

① 短期入所事業所医療機器整備事業

特定医療的ケア児等の介護者等が感染し、代わって介護ができる者がいない場合に備え、指定短期入所事業所の受入体制を整備するため、同事業所の医療機器の整備費に対し補助するもの。

② 短期入所事業所感染防止設備等整備事業

特定医療的ケア児等の介護者等が感染し、代わって介護ができる者がいない場合に備え、指定短期入所事業所の受入体制を整備するため、同事業所の感染防止設備等の整備費に対し補助するもの。

③ 医療的ケア児等短期入所事業所受入事業

医療的ケア児等の介護者等が、新型コロナウイルスに感染した場合に、医療的ケア児等本人が継続して支援を受けられるよう、**短期入所事業所の受入体制の整備**を目的に、**受入日数に応じて補助金を交付**するもの。

2 医療的ケア児等非常用発電設備購入補助事業

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、災害等による停電が発生した場合においても、**医療的ケア児等が在宅において人工呼吸器等電源を要する医療機器等を継続して使用**ことができるよう、**市町村が実施する貸付用非常用発電機の購入のための事業**に対し補助するもの。

3 医療的ケア児等オンライン診療体制構築事業

医療的ケア児は医師の定期的な診察が不可欠であるが、通院により診療は、院内における患者同士の接触時や通院の移動時において、新型コロナウイルス感染症の感染リスクに晒されることから、医療的ケア児が通院している専門医療機関等に対し、オンラインを活用して診療できる体制の構築を支援し、新型コロナウイルス感染症に強い医療体制の整備を図るもの。

(2) 令和3年度における予算事業

1 医療的ケア児等短期入所事業所受入事業

医療的ケア児等の介護者等が、新型コロナウイルスに感染した場合に、医療的ケア児等本人が継続して支援を受けられるよう、短期入所事業所の受入体制の整備を目的に、受入日数に応じて補助金を交付しようとするもの。

2 医療的ケア児等緊急時搬送支援事業

医療的ケア児等の介護者等が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、受入先である短期入所事業者等に医療的ケア児等を搬送することが困難な世帯もあることから、緊急時の搬送支援体制を確保するため、短期入所事業所等が民間救急事業者に依頼した緊急搬送業務に関して支出した費用を補助しようとするもの。